

「処遇改善等加算Ⅱの研修受講要件に該当する研修及び本協会の研修の受講」についてQ&A

質問①；令和3年3月22日付、「処遇改善等加算Ⅱに係る加算要件の取扱いについて」の3（2）に、「原則として、受講要件に該当する研修は、平成29年4月1日以降に受講されたものに限る…」とあるが、本協会で開催した研修も平成29年4月1日以降のものが該当となるか

☞平成29年4月1日以降に本協会が開催した研修については処遇改善等加算Ⅱに係る研修の対象となります。ただし、研修スタンプ及び研修修了証の対象となる研修、幼稚園教諭免許状更新講習及び、県から許可された保育士等キャリアアップ研修に限られます。

なお、平成29年4月1日以降に受講された幼稚園教諭免許状更新講習であっても、小学校の内容に特化した更新講習など、研修内容として適さない場合は対象にはなりません。

質問②；免許状更新講習が処遇改善等加算Ⅱにおけるマネジメント分野の研修に相当するとあるが、免許状更新講習が処遇改善等加算Ⅱの研修として認められるのはマネジメントの部分だけか

☞本協会が主催する幼稚園教諭免許状更新講習は、処遇改善等加算Ⅱの受講要件に該当する研修として認められます。対象となる時間数については、本協会が発行した更新講習修了証（履修証明書）に記載されている時間数となります。ただし、処遇改善等加算Ⅱのマネジメント分野の研修（中核リーダーの職位の60時間以上の研修の内のマネジメント分野15時間以上の部分）として認められるのは、令和3年度（本年度）の幼稚園教諭免許状更新講習からになります。

質問③；令和3年3月22日付、「処遇改善等加算Ⅱに係る加算要件の取扱いについて」の3（2）に、「原則として、受講要件に該当する研修は、平成29年4月1日以降に受講されたものに限る…」とあるが、原則外となるのはどのような場合か。後段の保育士等キャリアアップ研修の部分の事か。また、対象となる研修として、幼稚園教諭免許更新講習があるが、同免許状更新講習の場合、平成29年4月1日以前のもは受講要件に該当する研修にはならないのか。

☞原則外となるのは、保育士等キャリアアップ研修となります。また、幼稚園教諭免許状更新講習については、原則通り平成29年4月1日以降に実施された研修のみが対象となります。ただし、質問①の回答にあるように、平成29年4月1日以降に受講された研修であっても、小学校の内容に特化した更新講習など、研修内容として適さない場合は対象にはなりません。

質問④；本年度免許状更新講習が予定されているが、免許状更新講習に該当しない職員も受講可能か

☞できません。免許状更新講習本来の趣旨を大切に考え、該当の先生方の受講とさせていただきたいと考えます。

質問⑤；幼稚園・認定こども園協会で開催される研修（対象者が幼稚園協会会員になっているもの）は、当園の職員のうち、教諭でないもの（教育補助員や事務員、バス添乗員等）が参加申し込みできるか

☞「本協会に加盟している園の所属職員については、申込みできます。ただし、研修上職種を限定しなくてはならない場合や参加者数が制限されている研修など、限定せざるを得ないケースもあります。参加について心配がある場合には、個々の研修ごとに本協会事務局にお問い合わせください。なお、研修スタンプ等、研修実績の証明が必要な場合は、幼稚園ナビへの登録が必要となります。また、幼稚園ナビに登録のない方が受講を希望される場合はご面倒でも事務局にご連絡いただくようお願いいたします。